

(別添)

鳥取県立米子工業高等学校電子制御実習室
パソコン等貸借仕様書

目 次

1. 総則	1
1. 1 概要	1
1. 2 整備場所	1
1. 3 発注者	1
1. 4 借入期間等	1
1. 5 本仕様書遵守に要する経費	1
1. 6 疑義の解釈	1
1. 7 損傷補償	1
1. 8 提出図書	2
1. 9 保守	2
1. 10 機器等の検査	2
1. 11 廃材の処理	2
1. 12 契約終了時の機器の取扱い	3
1. 13 作業日程等	3
1. 14 個人情報の保護	3
1. 15 追完請求権	3
2. 納入機器及び機器仕様	4
2. 1 納入機器一覧	4
2. 2 納入機器の交換等	4
2. 3 その他	4

1. 総則

1. 1 概要

令和2年9月に整備された電子制御実習室のパソコン等のリース期間満了に伴い、新たにパソコン等（以下「機器」という。）を調達の上、鳥取県立米子工業高等学校（以下「学校」という。）に設置し、正常に稼動するよう設定を行うこと。

1. 2 整備（納入）場所

米子市博労町四丁目220番地 鳥取県立米子工業高等学校

1. 3 発注者

本仕様書でいう発注者は、鳥取県立米子工業高等学校をいう。

1. 4 借入期間等

（1）借入期間 令和7年9月1日から令和12年8月31日まで（60か月）

（2）納入期限 令和7年8月29日（金）

※ただし、受注者の責めに帰さない事由により、上記の期限までに納入できない見込みとなった場合には、早急に発注者に連絡し、その後の対応について協議すること。

（3）契約期間 契約締結日から令和12年9月22日まで
（借入期間終了後、データ消去期間を含む。）

1. 5 本仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担で行うこと。

1. 6 疑義の解釈

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定める。

1. 7 損傷補償

機器の搬入、撤去、設置及び設定作業（以下「作業」という。）は全て受注者の責任により行い、損傷補償は次に定めるところによる。

（1）作業に当たり施設を損傷し、又は作業敷地外の土地を踏み荒らし、あるいは道路の損傷など第三者に損害を与えた場合の補償は受注者が負担する。

（2）作業に当たり、施設などに損傷を与えた箇所は、発注者の指示に従い速やかに原形に修復すること。

（3）作業において、施設の削り取り、孔あけ等を行う場合は、発注者の指示に従い最小限度とし、体裁良く修復すること。

1. 8 提出図書

次の図書を引渡し時に発注者に提出すること。提出物は、A4版でファイリングすること。

区分	名称	部数
新品証明書	新品証明書（納品物が新品であることを受注者が証明すること。）	1部
完成図・設計書	機器設置図 主要機器一覧（シリアル番号含む） 機器設定情報等に係る資料 試験成績書	1部
写真	写真（作業前・作業後の部屋の写真）	1部
保守手引書	保守体制図及び緊急時連絡体制図	1部
保証書	—	1部
ライセンス証書	ソフトウェアライセンス証書	1部
その他	その他発注者が必要と認める関連図書及び資料	1部

1. 9 保守

保守期間は、借入期間とする。

障害が発生した場合は、学校担当者及び発注者と連携して速やかに復旧の措置をとること。

なお、機器が所定の性能及び機能を確保できるよう十分な情報交換を行い、連携し、円滑な運用ができるように技術支援を行うこと。

また、取扱いの過誤によらない原因での機器の故障、損傷などの不良及び不備が生じた場合には、受注者において速やかに無償で修理又は交換すること。ただし、発注者の責めあるいは天災による故障及び損傷についてはこの限りでない。

なお、保守対応時間及びサービス方法並びに保守対象については別紙「電子制御実習室機器仕様明細書」のとおり。

1. 10 機器等の検査

発注者が必要と認めた場合、機器（ケーブル類等を含む。）及びソフトウェアについて検査を求めることがある。

（1）検査に要する費用は受注者の負担とする。

（2）検査に必要な測定器は受注者において用意すること。

1. 11 廃材の処理

本整備に伴い発生する梱包材等について、関係法令等を遵守し、受注者が適切に処理すること。

1. 1 2 契約終了時の機器の取扱い

(1) 今回整備される機器、配線等については、借入期間満了後又は契約が解除された後は、受注者が取り外し、撤去すること。

なお、取り外し及び撤去にかかる経費は受注者の負担とする。

また、本整備において生じた施設の孔あけ等箇所は、撤去の際に体裁良く修復し、修復の状態について発注者の確認を受けること。

(2) 機器撤去の際は、別添「鳥取県立高等学校発注専門機器に関するリース契約終了後のデータ消去の取り扱いについて」に沿って、データを完全に消去すること。

なお、データ消去にかかる経費は、受注者の負担とする。

1. 1 3 作業日程等

本整備の作業時間は、平日の午前8時30分から午後5時までとし、作業日程については、発注者と別途調整すること。

1. 1 4 個人情報の保護

受注者は、本整備を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」を遵守しなければならない。

1. 1 5 追完請求権

(1) 発注者は、引渡し完了後、当該成果物が仕様書又は双方協議の内容に適合しないものであるときは、受注者に対して相当な期間を定めて発注者の指示した方法により無償で補修、代替物の引渡し又は不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

(2) (1)の規定により、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は受注者に対して代金の減額を請求することができる。

(3) (1)及び(2)の規定は、発注者が受注者に対して行う損害賠償の請求及び契約の解除を妨げるものではない。

2. 納入機器及び機器仕様

本整備の納入機器は全て新品であること。

2. 1 納入機器一覧

別紙「電子制御実習室機器仕様明細書」を参照すること。

2. 2 納入機器の交換等

借入期間中に故障等の理由により納入した機器の交換が必要となった場合で、製造中止等の理由により新品の納入ができないときは、交換前の機器と同等以上の性能を有する新品の機器を納入すること。ただし、納入しようとする機器について事前に発注者の承認を受けなければならない。

2. 3 その他

(1) 設置に必要な部材・ケーブル・設置機器類は適宜受注者が用意すること。

なお、これらにかかる経費は、受注者の負担とする。

(2) 機器導入に関しては、搬入・設置・設定（ネットワークを含む）・ソフトウェアのインストール作業を行うこと。設置及び設定の詳細は別紙「電子制御実習室機器仕様明細書」のとおりとする。

なお、これにかかる経費は、受注者の負担とする。

(3) 作業日程の調整、各種設定及び機器の配置レイアウトについては、学校担当者と十分協議の上実施すること。

なお、納入後に学校担当者への説明を行うこと。

電子制御室機器仕様明細書

1 品名及び数量

(1) 教員・生徒用コンピュータ

	項 目	要求仕様	数量	参考機種	保守対象
コン ピ ユ ー タ	筐体	ノートパソコン型	11式	HP Pavilion 16-af0000 Lenovo ThinkPad E16 Gen2	○
	CPU	インテル® Core™ Ultra 5 プロセッサ 125U 相当以上であること			
	メモリ	16GB 以上であること			
	ストレージ	500GB以上 SSD 内蔵していること			
	ディスプレイ	TFT液晶ディスプレイであること。 画面サイズが16.0インチ以上（WUXGA）であること。 解像度が1920×1200ドット以上であること。			
	インターフェース	USB TypeA×2ポート以上を搭載していること。（変換アダプタの利用可） HDMI出力端子×1ポート以上を搭載していること。			
	無線LAN	IEEE802.11ax(Wi-Fi6)以上を搭載していること。			
	キーボード	JIS標準配列、テンキー付			
	ポインティングデバイス	内蔵型・タッチパッド付			
	マウス	レーザー式ホイールマウス（別売可）			
	OS	鳥取県で保有しているMicrosoft 365 Education A3ライセンスを使用してWindows 11 Educationにすること			

(2) USB接続型ICSP用プログラムライター/デバッグ

	項 目	要求仕様	数量	参考機種	保守対象
ライ タ ／ デ バ ッ ガ	インターフェース	USB Type2.0以上に対応していること。	11式	MPLAB PICkit5	
	対応チップ	マイクロチップ社製正マイコンPICシリーズに対応し、新チップにも対応すること。			
	アプリケーション	アプリケーションソフト『統合開発環境MPLAB X IDE』の制御が可能であること			
	付属品	USBケーブルを付属すること			

(3) プリンター

	項 目	要求仕様	数量	参考機種	保守対象
プ リ ン タ ー	モノクロレーザープリンタ	A4, B5, A5印刷が可能であること。 300枚×1段以上及び手差しトレイ（50枚以上）を備えること。 有線LANポートを有すること。	1式	Canon Satera LBP241 RICOH SP 2300L	○

(4) ライセンス

	要求仕様	数量	参考機種	保守対象
Windows Sever Device CAL	鳥取県で保有している包括ライセンスを使用して申請を行うこと	11式		

2 発注者

鳥取県立米子工業高等学校

3 設置場所

鳥取県米子市博労町四丁目220番地 鳥取県立米子工業高等学校 管理棟4階(電子制御室)

4 特記事項

(1)鳥取県立米子工業高等学校のパソコンなどの機器の借入期間が終了したため、新たにパソコンなどの機器を調達し、現在使用している既存の機器に置き換えて設定を行うこと。

(2)本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担で行うこと。

(3)上記のハードウェア及びソフトウェアの規格については参考型番以上のものとし、細部の異なる仕様で応れる場合は、事前にカタログ等により説明の上、学校の承認を得ること。また、納品する製品は全て新品(未使用)とし、中古品(再利用)は認めない。

(4)本仕様書に定められた内容に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で、本仕様書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、発注者と協議すること。

(5)施工に当たり施設の損傷、作業敷地外の土地踏み荒らし、道路の損傷など第三者に与えた損害に対する補償は受注者の負担とする。

(6)発注者が必要と認めた場合、各種材料について検査、試験を求めることがある。その際、試験に要する費用は受注者の負担とする。

(7)機器導入完了後1週間以内に、設定等に関するドキュメントを書類と電子データの形式で納品すること。

(8)引き渡し完了後、瑕疵が発見された場合、受注者は無償で補修・補完を行うものとする。受注者の責任は、本業務の検収完了日から12ヶ月以内に請求があった場合に限る。

(9)本整備で発生する産業廃棄物について、関係法令等を遵守し、適切に処理すること。

(10)受注者は、実施日程等について受注者と協議の上、講習会を開催すること。

(11)作業日程の調整、各種設定及び機器の配置レイアウトについては、学校の担当者と十分協議のうえ実施すること。

(12)落札後、学校と調整の上、定められた期日までに正常に使用出来る状態で設置すること。設置完了は学校側の立会いのもとで行われる動作確認を行うこと。なお、工期については別紙にて工期日程表を技術提案時に提出すること

(13)導入及び設置、設定について

・ハードウェアにグリーン購入法又はPCグリーンラベルの対象となっている商品があった場合はその判断基準を満たしていること

・仕様書に掲げるソフトウェア及び周辺機器については、特記事項がない限り、受注者が学校職員と相談の上、必要なソフトウェアのインストールを行い、正常に動作することを確認すること

・導入するソフトウェアについては永久ライセンスを提供すること。

・IPアドレスの設定については、各校のネットワーク状況に合わせて設定すること

・ウイルス対策ソフトのパターンファイルについては、自動更新されるよう納入時に必要な設定を行うこと

・OS、統合ソフト、ウイルス対策ソフトについては、コンピュータ数と同じ数量をインストールすること。フリーソフトは学校と協議のうえインストールを行うこと。

・AutoPilotを利用してコンピューターのキッティング作業が行えること

・AutoPilotによるキッティングを行うため、教員用コンピュータ及び生徒用コンピュータのハードウェアハッシュを学校職員に提供すること

・管理センターからコンピューターをリセットして再度キッティングが行えること

- ・Intuneを利用してアプリケーションの配布が行えること。また配布するアプリケーションについては学校職員と相談の上、決定すること
- ・クライアント機に係るOS、オフィスソフト及びCALについては、発注者が別途契約しているマイクロソフト社の契約プログラムEnrollment for Education Solutions(EES) : Microsoft 365 Education A3を利用して導入すること。また、インストールに必要なメディアやライセンスキーは発注者が提供する。
- ・全ソフトウェア製品について、納入時点での最新のバージョンを導入し、最新のパッチが当たっていること
- ・ウイルス対策ソフトについては、本校所有のソフトウェアを各コンピュータへインストールすること。なお、これに係る経費は本仕様に含むものとする。
- ・アドビシステムズ社製(Adobe Creative Cloud 教育機関向け)11ライセンスについては、鳥取県教育委員会所有のソフトウェアを各コンピュータへインストールすること。なお、これに係る経費は本仕様に含むものとする
- ・校内LANの接続を行うこと。導入する教室には校内LAN(無線AP)に接続すること。
- ・設置時に必要な電源工事・ネットワーク工事等を実施すること。これらにかかる経費は本仕様に含むものとする。
- ・配電盤以降の配線信号線工事及び搬入据付調整設置の際に発生する接続備品その他一切の機材、サーバ機、各端末、LANシステムにかかわる全てのセットアップを含む配線等は、安全確保に留意のうえ、学校職員の指示に従うこと
- ・取扱説明書は機器ごとに各1部ずつ日本語ですべて添付(電子マニュアル含む)すること。ただし、日本語の取扱説明書が標準添付品でない場合はこの限りではない
- ・ライセンスにて納入の場合は、ライセンス以外に最低1冊のマニュアルとインストール用のメディア等を添付すること。ただし、純正のマニュアル及び標準添付のインストール用のメディア等がない場合は、この限りではない
- (14)発注者が必要と認めた場合、既存機器より導入機器へのデータの移行と設定を行うこと。これらにかかる経費は本仕様に含むものとする。
- (15)借入期間満了後の撤去にかかる経費は本仕様に含むものとする。
- (16)借入期間満了後の撤去の際は、別添「鳥取県立高等学校発注専門機器に関するリース契約終了後のデータ消去の取り扱いについて」に沿って、契約期間内にデータを完全に消去すること。
- (17)作業日程について、受注者は機器導入の2週間前に作業スケジュールを提出し、発注者に承認を得ること。
- (18)本調達で導入する機器を設置する際に、既存機器を取り外し、発注者の指示する場所にまとめること。また、既存機器の取外しから引渡しに係る経費は本仕様に含むものとする。

5 保守

- ・保守の対象は、上記の保守対象欄に○印が付された物品とする。
- ・保守期間は、借入期間とする。
- ・障害が発生した場合は、学校と連携して速やかに復旧の措置をとること。
- ・保守対応時間は、学校閉庁日以外の日における午前8時30分から午後5時までとする。
※ 学校閉庁日 … 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日および1月1日から同月3日および12月29日から同月31日まで
- ・保守サービス方法は、必要に応じて機器の設置場所へ技術員を派遣させること。故障機器は発注者の指定する場所に回収に行くこと。
- ・障害連絡を受けてから2時間以内に到着すること。障害復旧時間は機器交換を含めて4時間程度を目安とすること。
- ・修理後は発注者の指定する場所に引き渡すこと。
- ・保守形態はオンサイト(現地修理、現地交換)とすること。止むを得ない場合には代替機先出しの持ち帰り修理も可とする。パソコンメーカーが提供する保守サービスを実施すること。また、パソコンメーカーが発行する契約番号を学校へ提示すること。
- ・故障等により、ハードディスクの初期化、ソフトウェアのアンインストール等を行なった場合は、導入当初の状態(全ソフトのインストール、設定)に設定すること。
- ・導入時同等品のファームウェアが機能向上された場合には無償で提供すること。可能な限りユーザーデータを復元すること。
- ・今回整備する借入物品については動産保険に加入すること。
- ・保守対象には、管理番号、故障連絡受付番号等を明記した保守管理シールを貼り付けること。詳細な記載内容については、受注者決定後、指示する。
- ・保守料には、定期交換部品の交換等に係る一切の費用を含むこと。

設置場所一覧

NO	学校名	住所	電話	教室名	階	エレベーターの有無
1	鳥取県立米子工業高等学校	〒683-0052 鳥取県米子市博労町4丁目220番	(0859)22-9211	電子制御実習室	4 階	有